

## 令和3年度 鳥獣保護区等の指定について

鳥獣対策・ジビエ振興室

## 1 鳥獣保護区等の指定計画一覧

第12次鳥獣保護管理事業計画（平成29年4月1日から令和4年3月31日）に基づき、以下のとおりとする。

名称	所在地	区分 ※	面積 (ha)	指定期間	備考
大峰	池田町	狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニホンジカ・イノシシを除く)	245	R3. 11. 1～R8. 10. 31	新規指定

※区分の説明については2頁「鳥獣保護区等区分」参照

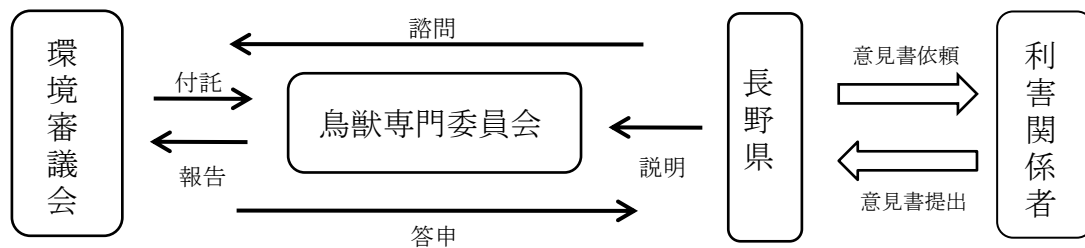
## 2 大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域の新規指定の趣旨

農林業被害を軽減するために捕獲を促進する必要がある区域については、特定の種類を除いた狩猟鳥獣の捕獲を禁止することで、その鳥獣だけを捕獲できる「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に変更することができる。

ニホンジカやイノシシの被害が深刻な大峰鳥獣保護区（令和3年10月31日指定期間満了）について、狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ・イノシシを除く）としての新規指定（5年間）

## 3 スケジュール等

## (1) 計画策定の流れ



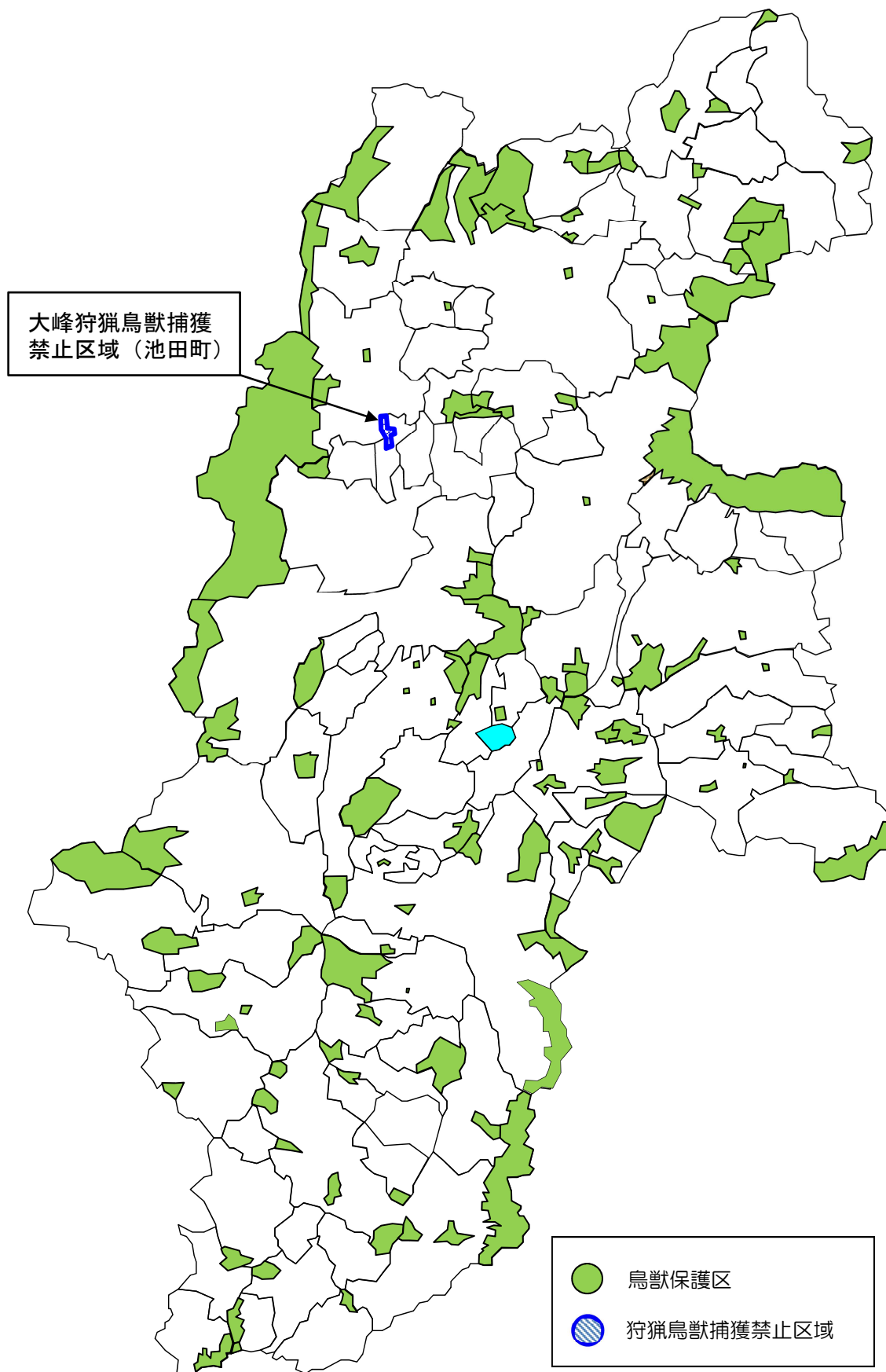
## (2) 指定計画策定のスケジュール

実施機関	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月～3月
環境省							● 届出	
環境審議会			● 諮問				● 答申	
鳥獣専門委員会※				● 現地検討				
備考	→ 利害関係者の意見書							→ 狩猟期間

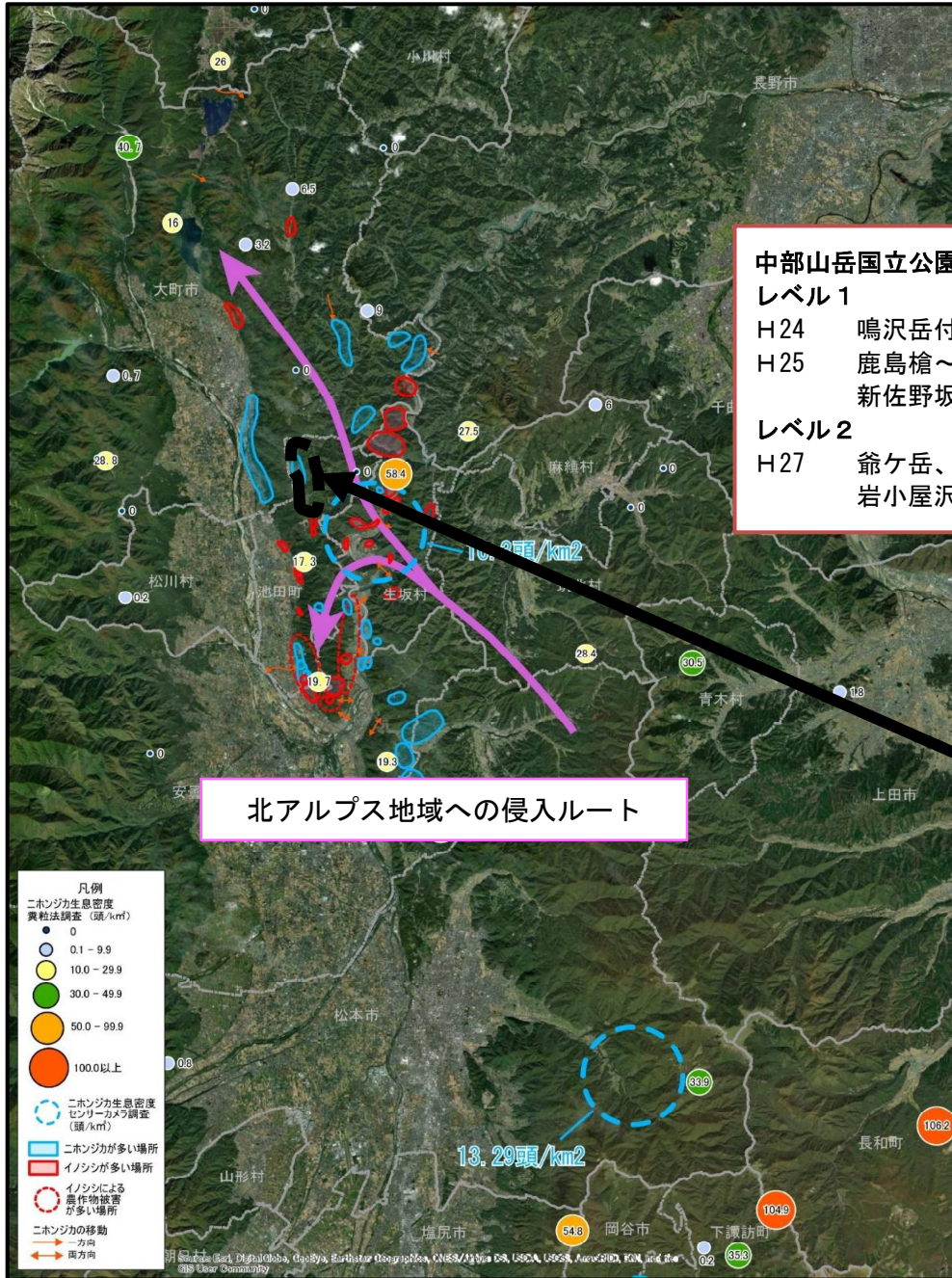
【鳥獣保護区等区分】

区分名	内容
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要がある場合に指定する区域で一定の開発行為が制限される。
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域
狩猟鳥獣捕獲禁止区域	特定の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域。 長野県においては、農林業被害を軽減するためにニホンジカ、イノシシの捕獲を促進する必要がある地域について、ニホンジカとイノシシだけを除く狩猟鳥獣の捕獲を禁止する区域として指定。
特定猟具使用禁止区域	狩猟に伴う猟具による危険予防のため、特定の猟具による狩猟を禁止する区域（県内においては銃猟を禁止する地域のみ指定）
指定猟法禁止区域（鉛散弾）	鳥獣の保護のため、鉛銃弾の指定猟法を禁止する区域
休猟区	狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源の回復を図るため、狩猟による捕獲を禁止する区域

# 令和 3年度鳥獣保護区等指定計画位置図



# 池田町周辺におけるニホンジカ・イノシシの生息密度について



レベル1	1回／3月以上
レベル2	1回／月 以上
レベル3	1回／週 以上
レベル4	1回／日 以上

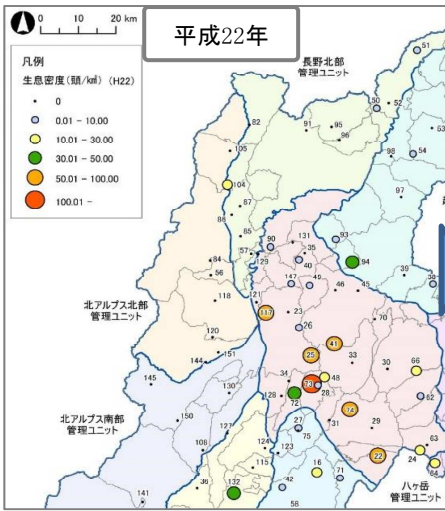
レベル1	
H24	鳴沢岳付近に侵入確認
H25	鹿島槍～針ノ木岳地域侵入確認 新佐野坂トンネル上部移動経路
レベル2	
H27	爺ヶ岳、西穂周辺で複数確認 岩小屋沢岳～扇沢移動経路

北アルプス地域への侵入ルート

大峰狩猟鳥獣  
捕獲禁止区域

- 凡例
- ニホンジカ生息密度  
糞粒法調査 (頭/km<sup>2</sup>)
  - 0
  - 0.1 - 9.9
  - 10.0 - 29.9
  - 30.0 - 49.9
  - 50.0 - 99.9
  - 100.0以上
  - ニホンジカ生息密度  
センサースタンプ調査 (頭/km<sup>2</sup>)
  - ニホンジカが多い場所
  - イノシシが多い場所
  - イノシシによる  
農作物被害  
が多い場所
  - ニホンジカの移動  
→ 方向
  - ⇄ 両方向

○ 糞粒法調査によるニホンジカの生息密度推移



○ ニホンジカの個体数の推移 (頭数)

